

## 船橋市建設工事等入札制度検討会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、入札制度全般にわたる課題等を検討し、適切な契約事務の遂行を期することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため船橋市建設工事等入札制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 検討会に入札制度検討会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 検討会及び専門部会は、次に掲げる項目をつかさどる。

- (1) 入札・契約制度の改善に関すること。
- (2) 入札・契約制度の適正な運用の推進に関すること。
- (3) その他入札・契約制度に係わる必要事項に関すること。

### (組織)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
  - (2) 建設局長
  - (3) 契約、都市計画、都市整備、道路、下水道及び建築を主管する部長
- 2 会長は、副市長をもって充てる。

### (職務)

第5条 検討会の会長は会務を総理する。

2 検討会の会長に事故があるとき又は欠けたときは、契約を主管する部長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 検討会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 専門部会は、検討会の運営を円滑に推進するため、必要な事項等について調査を行うものとする。

- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 契約課長
  - (2) 技術管理課長
  - (3) 公園緑地課長

- (4) 道路維持課長
- (5) 道路建設課長
- (6) 下水道河川整備課長
- (7) 下水道施設課長
- (8) 下水道河川管理課長
- (9) 建築課長

3 部会長は、契約課長をもって充てる。

4 専門部会は、必要のつど部会長が招集する。

5 専門部会は、半数以上の部会員が出席しなければ会議を開くことができない。

6 専門部会の部会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、部会員以外の出席を求めることができる。

(回議)

第8条 検討会及び専門部会は、必要により回議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第9条 検討会及び専門部会の庶務は、契約課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

2 昭和56年12月17日施行の船橋市入札制度改善委員会規程は、平成5年5月31日を以って廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。